
「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の
指定に係る
電子申請システムについて

第1.0版

令和2年10月15日

埼玉県保健医療部疾病対策課

- 目 次 -

第1章 電子申請システムを活用した医療機関の指定申請の流れ

第2章 県 HP から申請入力画面まで

第3章 申請後から指定通知書のダウンロードまで

※申請入力にあたっての注意事項については、別紙「入力の際の注意事項」を参考にしてください。



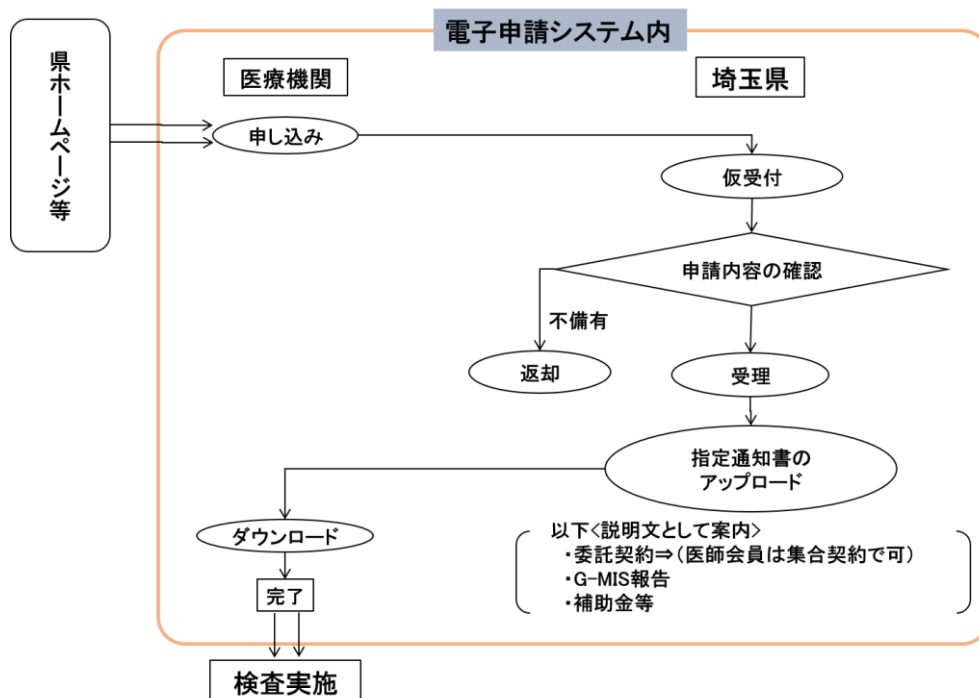
第1章 電子申請システムを活用した医療機関の指定申請の流れ

新型コロナウイルス感染症に係る「埼玉県指定 診療・検査医療機関」指定申請の手順について説明します。

主な流れは下記のとおりとなります。

- ① 県 HP のリンクから電子申請システムに移動し、申請入力画面に進みます(第2章)。
- ② システム上の申請入力画面に必要事項を入力し、申し込みます。申込後は「申込完了メール」が送付されます。
- ③ 記載事項に不備等が無ければ、県から順次、「受理メール」、「指定通知書アップロードメール」が送られます。「指定通知書アップロードメール」を受信したら、メール本文に記載されているリンクから電子申請システム内に移動し、指定通知書をダウンロードします(第3章)。

新電子申請システムを活用した医療機関の指定申請



第2章 県 HP から申請入力画面まで

本章では、県 HP の TOP 画面から申請入力画面までに至るまでの手順を説明します。

①



①

県 HP の TOP 画面から「**新型コロナウイルス感染症総合サイト**」と書かれた小バナーをクリックします。

②



②

「**医療機関の皆さまへ**」と書かれた項目のうち、「**次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について**」のリンクをクリックします。

③

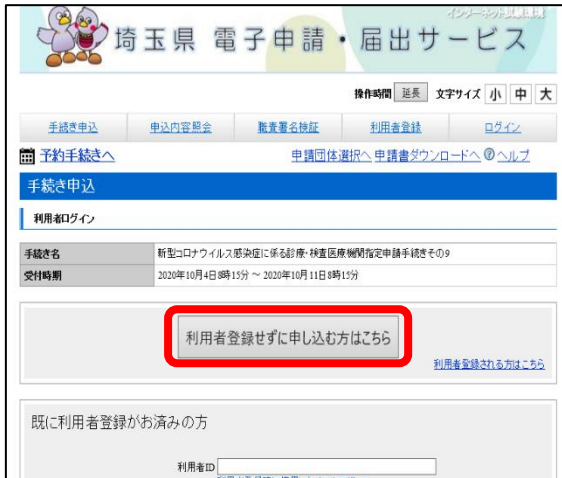


③

「**指定を受けるために必要な手続など**」と書かれた項目のうち、申請フォームへのリンクをクリックするか、二次元コードをスマートフォン等で読み取ります。(なお、申請フォームは、**診療と検査を同一施設で実施する医療機関向けと、診療のみ行う医療機関向けの2種類があるので注意してください。**)

また、「**新型コロナウイルス感染症に係る『埼玉県診療・検査医療機関』の指定申請について**」と書かれたリンクをクリックすると、指定申請に係る詳しい説明ページへ移動します。こちらをご覧ください(このページにも申請フォームへのリンクがあります。)

④



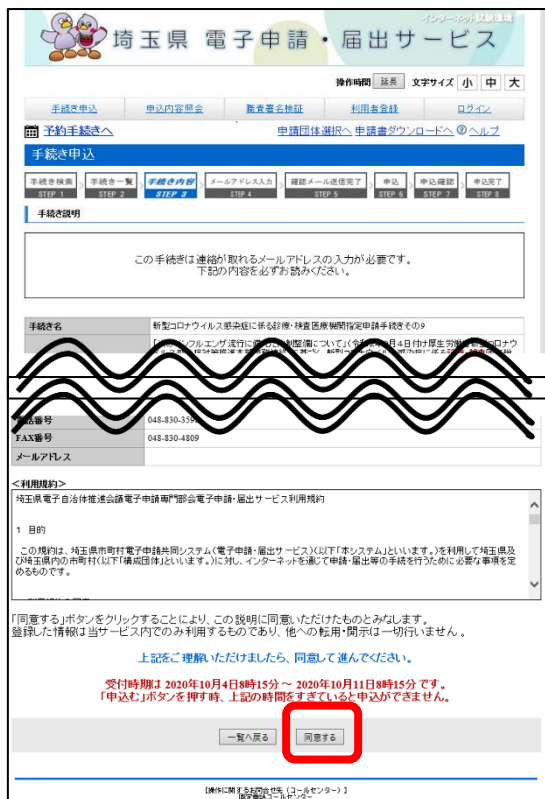
④

電子申請システム上の診療・指定医療機関
手続き申込みページが表示されます。

「利用者登録せずに申し込む方はこちら」ボタ
ンをクリックします。

(※左記画像の手続き名や受付期間は実際
のものとは異なります。)

⑤



⑤

利用規約等の確認ページが表示されま
す。

手続の説明や利用規約等を良く読んだ上
で、「同意する」ボタンをクリックします。

⑥

「埼玉県指定診療・検査医療機関指定申請手続」

連絡がとれるメールアドレスを入力してください。
入力が完了しましたら、アドレスに申込画面のURLを記載したメールを送信します。
URLにアクセスし、随時の情報を入力して登録を完了させてください。
また、送付メールが送付できない場合には、「pref-saitama@saas-kantam.com」からのメール受信が可能な設定に変更してください。
上記の対策を行っても、申込画面のURLを記載したメールが送信されない場合には、別のメールアドレスを使用して申込を行ってください。
なお、送信元のメールアドレスに返信しても問い合わせには対応できません。
最後に、携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメールを受信する設定がされている場合がございますので、その場合も同様にメール受信が可能な設定に変更してください。

連絡先メールアドレス*
連絡先メールアドレス(確認用)*

説明へ戻る 完了する

⑥

メールアドレス入力画面が表示されます。
「連絡先メールアドレス」及び「連絡先メールアドレス(確認用)」にメールアドレスを入力し、「完了する」ボタンをクリックします。

⑦

埼玉県電子申請サービス

手続き名:
「埼玉県指定診療・検査医療機関指定申請手続(決裁版)」
の申込画面へのURLをお知らせします。

◆パソコン、スマートフォンはこちらから
<https://www.saa-kantam.com/pref-saitama-w/offer/complete@pref-saitama.com/offer/action?complete@pref-saitama.com&pref-saitama-w/offer/complete@pref-saitama.com&pref-saitama-w/offer/complete@pref-saitama.com>

上記のURLにアクセスして申込を行ってください。

問い合わせ先
保健医療部 疾病対策課 総務・疾病対策担当
電話：048-830-3598
FAX：048-830-4809
メール：a3590-05@pref.saitama.lg.jp

このメールは自動配信メールです。
返信ができませんのでご注意ください。

⑦

⑥で入力したメールアドレス宛てに、1分以内に申込画面のURLが送られるので、メール本文内の該当URLをクリックします。

⑧

申請

「埼玉県指定診療・検査医療機関指定申請手続」

問い合わせ先 保健医療部 疾病対策課 総務・疾病対策担当
電話番号 048-830-3598
FAX番号 048-830-4809
メールアドレス a3590-05@pref.saitama.lg.jp

*印があるものは必須です。
▲印は選択結果の結果によって入力条件が変わります。

■ 1 指定を希望する医療機関の開設者

開設者が個人の場合は氏名欄に個人の氏名を、法人の場合は法人名欄に法人名及び法人代表者の氏名を入力してください。
氏名: _____ 名: _____
氏: _____ 名: _____
法人名: _____

開設者の住所(郵便番号)* 住所種別は事業所の届出郵便番号には対応していません。
入力例) 336-0004#330000&入力
住所種別 _____ 住所種別 _____

開設者の住所(住所)* _____

■ 2 施設概要

医療機関コード(種)* 市(111を含む5と10桁)の医療機関コードを入力してください。
111

⑧

申し込むための入力画面が表示されます。
各項目についてよく読んで入力してください
(→申請後から指定通知書のダウンロードまで(第3章)へ続く。)

※申請入力にあたっての主な注意事項については、別紙「入力の際の注意事項」を参考にしてください。

第3章 申請後から指定通知書のダウンロードまで

なお、申請後の処理状況は、電子申請システム上の「申込内容照会ページ」から御確認いただけます。必要に応じて確認してください。

申込内容照会ページ URL] (整理番号とパスワードが必須)

【https://www.saas-kantan.com/pref-saitama-u/inquiry/inquiry_initDisplay.action】

①

①

申込みが終わると、「申込完了メール」が送られてきます。

整理番号とパスワードが記載されていますので、必ず保管してください（万が一、メールを削除してしまい、パスワード等が分からなくなってしまった場合は疾病対策課へ御連絡ください。）。

※ なお、入力内容に不備がある場合は申請手続きが返却されます。修正方法については、送付される「返却通知メール」をご確認ください。

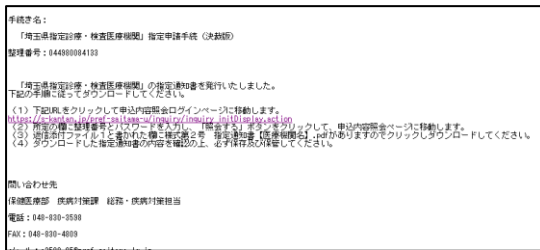
②

②

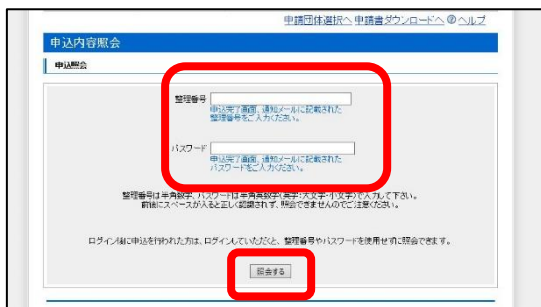
県の審査が終わると、連絡先メールアドレス宛てに「受理メール」が送られます。

指定通知書が1週間以内に発行される旨や、今後必要な手続内容、「県独自の支援としての定額50万円の協力金(指定促進事業)」の御案内をしていますので、必ず目を通してください。

③



④



⑤



③

指定通知書が発行されますと、連絡先メールアドレス宛てに「指定通知書アップロードメール」が送られます。メールに記載された URL をクリックしてください。

④

メールに記載された URL をクリックすると、左記の「申込内容照会ログインページ」に移動します。整理番号とパスワードを所定の欄に入力し、「照会する」ボタンをクリックすると、「申込内容照会ページ」に移動します。

⑤

「返信添付ファイル1」欄に「様式第2号 指定通知書(医療機関名).pdf」と書かれたファイルがあるので、クリックして指定通知書をダウンロードします。

以上で手続きは終わりです。指定通知書は必ず保存・保管してください。